

令和 5 年 9 月 定例総会議事録

日 時 令和 5 年 9 月 29 日（金曜日） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

場 所 第 1 別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

欠席 高岩 昭市

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	竹 内 秀 次	主 幹	西 原 学	主 査	橋 谷 理 己
主 査	宮 田 衣 美	主 査	宮 永 昌 和				

議 題

報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 77 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について

議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）

議案第 79 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）

議案第 80 号 農用地利用集積等促進計画について

議案第 81 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について

議案第 82 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について

議案第 83 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について

議案第 84 号 非農地証明願承認について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名、推進委員 18 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 9 月の行事实績と 10 月の行事予定を報告します。

(9 月の行事实績と 10 月の行事予定の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。それでは、令和 5 年 9 月期の定例総会を只今より開会します。よろしくお願いします。

事務局 本日は報告が第 24 号の 4 件、議案が第 77 号から第 84 号までの 40 件合計 44 件でございます。
それでは農業委員会第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 7 番大山委員と 10 番田原委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。
報告第 24 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(報告第 24 号 朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第 77 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 77 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第 77 号 1 番朗読、他 14 件省略)

議長 ありがとうございます。

議長 では、審査報告をお願いします。

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 今月の農地法 3 条の事前審査を第 4 小委員会に付託されましたので 9 月 20 日に、審
査会を実施しました。その結果を報告します。

議案第 77 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可の権利の設定許可申請につい
てです。

1 番、父からの贈与です。

2 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 36,017 円。

3 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 4,255,319 円。

4 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 300,000 円。

5 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 259,853 円。

6 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 219,684 円。

7 番、父からの贈与を受け、新規に農業経営を行う。

8 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 317,965 円。

9 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 400,000 円。

10 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 200,000 円。

11 番、従兄から贈与を受けるものです。

12 番、従姉から贈与を受けるものです。

13 番、隣接地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 5,802,708 円。

14 番、母から贈与を受けるものです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(3 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 今月の野尻町区分です。事前審査を小委員会に付託されましたので 9 月 22 日に行

いました。その結果を報告します。

議案第 77 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてです。

15 番、申請地を購入し、規模拡大を図る、10a あたり 199,038 円。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 77 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について許可することに賛成の方は挙手をお願いします

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので許可することに決定をします。

続きまして議案第 78 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 78 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 78 号 1 番朗読、他 1 件省略)

(11 番挙手)

議長 はい、11 番。

11 番 議案第 78 号農業経営基盤強化促進法（賃貸借）を報告します。

1 番、10a あたり 10,000 円、5 年間、再設定です。

2 番、10a あたり 10,154 円、1 年間、再設定です。

委員会としましては、計画とおり決定することにしました。以上報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長

それでは採決をします。

議案第 78 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手ですので計画とおり決定をします。

続きまして議案第 79 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による決定について（所有権）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長

はい、事務局。

事務局

議案第 79 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（所有権）を作成したので計画とおり決定する。

(議案第 79 号 1 番朗読、他 7 件省略)

議長

ありがとうございました。

(11 番挙手)

議長

はい、11 番。

11 番

議案第 79 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）について報告をします。

1 番、隣接地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 36,765 円。

2 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 230,871 円。

3 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 96,893 円。

4 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 184,928 円。

5 番、特例事業に寄与する、10a あたり 360,913 円。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 79 号農業経営基盤強化促進法等改正法農用地利用集積計画（所有権）野尻町区分について報告をします。

6 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 186,567 円。

7 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 148,957 円。

8 番、申請地を購入し規模拡大を図る、10a あたり 152,274 円。

小委員会としては計画とおり承認することに決定しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 79 号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による決定について(所有権) に計画とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり決定します。

続きまして議案第 80 号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 80 号農地利用集積等促進計画について

下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）を作成したので計画とおり承認する。

(議案第 80 号 朗読)

(11 番 挙手)

議長 はい、11 番

11 番 議案第 80 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）です。

小林地区については 4 件、田が 11,854 m²、畑が 8,497 m²、樹園地が 12,696 m²

計 33,047 m²です。

審査の結果、計画とおり承認することにしました。報告を終わります

(17 番 挙手)

議長 はい、17 番

17 番 議案第 90 号農用地利用集積等促進計画（中間管理事業）野尻町区分です。
野尻町地区、1 件、田が 8,076 m²、計 8,076 m²です。
審査の結果、中間管理事業の案件のことから計画とおり承認することにしました。
報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 80 号農用地利用集積等促進計画について計画とおり承認することに賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので計画とおり承認することに決定しました。
続きまして議案第 81 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題と
します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 81 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達
するものとする。

(議案第 81 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番

14 番 今月は、4 条、5 条の審査を第 5 小委員会に付託されました。9 月 21 日の審査をしたので報告いたします。

 議案第 81 号農地法第 4 条の規定による許可申請です。

 1 番、北西方有村地区と柚木山地区です。有村地区は永久津小学校の前になります。道路を挟んで民家と接しています。段差が 1 m くらいあってそこに、クヌギを植えたいとのことでした。柚木山地区も永久津小学校の北側にあつて、周りが山林でした。

 審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番

17 番 議案第 81 号農地法第 4 条の規定による許可申請、野尻区分です。

 2 番、転用の理由は、休憩所、物置、祠（ほこら）です。農地は 2 種農地です。周りが宅地に囲まれています。

 審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

 議案第 81 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について意見を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。

 続きまして議案第 82 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 82 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について

 下記のとおり農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 82 号 1 番朗読、他 1 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番

14 番 議案第 82 号農地法第 5 条の規定による使用貸借です。
1 番、東方の太鼓橋で、先月の 5 条の計画変更です。転用の理由は駐車場敷地です。
2 番、細野の東宮ノ原です。高速道路のサービスエリアの北側の法面が雨の為崩れていてそこを補修するとのことで下の方の畑を通るということで、一時転用で、来年の 1 月には完成予定です。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 82 号農地法第 5 条の規定による許可申請書進達について意見を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 83 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 83 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 83 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番

14 番 議案第 83 号農地法第 5 条の規定による所有権移転です。
1 番、細野の中ノ原です。小林の踏切を越えて南小学校の北側の敷地になります。
奥の方の畑に通じる通路の申請です。
2 番、東方の上ノ藪です。東方中学校の東側で、谷ノ木の入り口と上原の坂道の途中にあり、その一部を資材置場にするための申請です。
審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番

17 番 議案第 83 号農地法第 5 条の規定による所有権、野尻区分です。
転用理由は、通路・駐車場です。現況は雑種地です。野尻庁舎より 300m以内であることから 3 種農地です。審査の結果、許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございました。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 83 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので意見書を付して進達することに決定します。
続きまして議案第 84 号非農地証明願い承認についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 84 号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 84 号 1 番朗読、他 2 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 84 号非農地証明願いについてです。
1 番、北西方黒仁田迫で、緩やかな法面です。調査事項は原野です。もう一つは真方市谷です。周りが山に囲まれている畑です。連絡通路也没有せん。
2 番、南西方生駒です。道路から入り込んだ所です。畑には切り株があります。調査事項は原野です。
3 番、真方高山です。野神原から高山に抜ける道があります。その迫谷になった所です。調査事項は原野です。
小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 84 号非農地証明願い承認について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので承認することに決定をします。
以上で本日の総会を終了します。

閉議 午前 10:30

令和 5 年 9 月 29 日定例総会

議事録署名

_____ ㊞

_____ ㊞